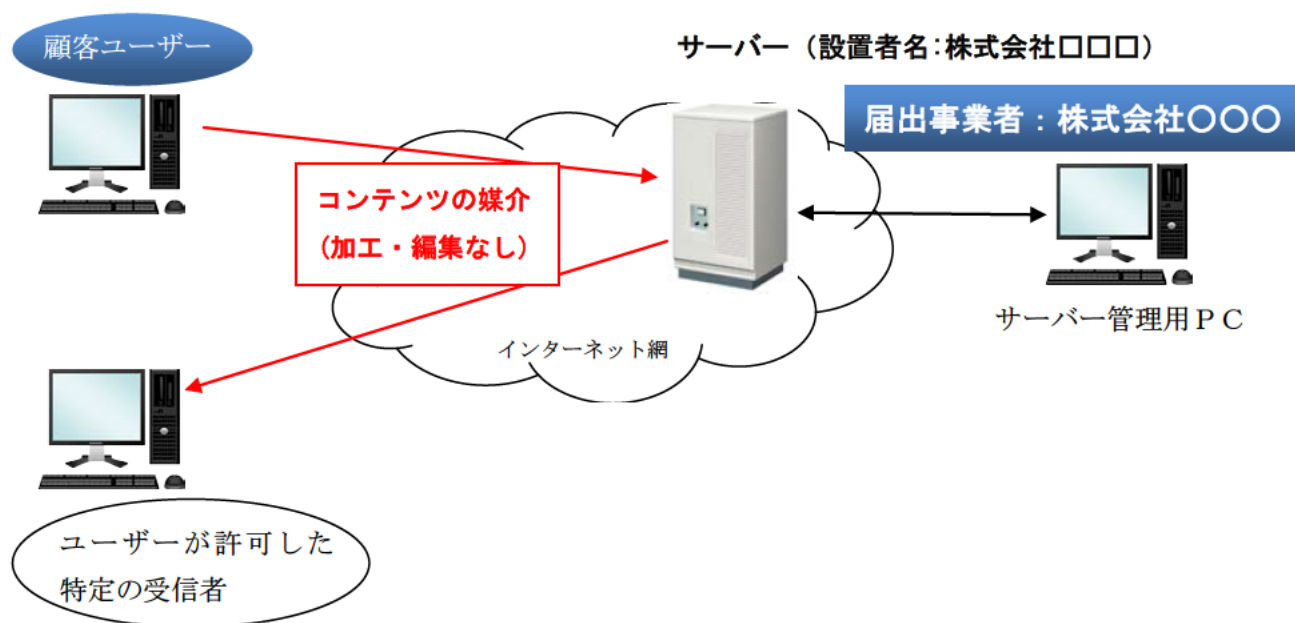


様式第3（第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

ネットワーク構成図

【提供するサービス】 インターネット関連サービス（コンテンツの媒介※加工・編集なし）

ネットワークの名称：△△△



- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、他者からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
- 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、その全てを記載することは要しない。ただし、本邦内の設備は都道府県ごとのそれぞれの総数、本邦外の設備は国又はこれに準ずる地域ごとのそれぞれの総数を記載すること。
- 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
- 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話であるものを除く。）	
4	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
5	公衆電話	
6	三・九ー四世代移動通信システムを使用するもの	
	第五世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九ー四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7	PHS	
8	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9	ワイヤレス固定電話	
10	衛星移動通信サービス	
11	FMCサービス	
12	インターネット接続サービス	
13	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものの以外のもの	
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
14	DSLアクセスサービス	
15	FWAアクセスサービス	
16	CATVアクセスサービス	
17	携帯電話・PHSアクセスサービス	
18	三・九ー四世代移動通信アクセスサービス	
19	第五世代移動通信アクセスサービス	
20	ローカル5Gサービス	
21	フレームリレーサービス	
22	ATM交換サービス	
23	公衆無線LANアクセスサービス	
24	全国BWAアクセスサービス	
	地域BWAアクセスサービス	
	自営等BWAアクセスサービス	
25	IP-VPNサービス	
26	広域イーサネットサービス	
27	衛星アクセスサービス	
28	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
29	アンライセンSLPWAサービス	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	

31 インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		○ (コンテンツの 媒介)
32 仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	PHSに係るもの	
	ローカル５Ｇサービスに係るもの	
	BWAアクセスサービスに係るもの	
33 ドメイン名電気通信役務	第59条の２第１項第１号イに掲げるもの	
	第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの	
	第59条の２第１項第２号に掲げるもの	
34 電報	受付及び配達の実務を行う場合	
	受付及び配達の実務を行わない場合	
35 上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

- 注１ 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、２、５及び８に該当する場合は、この限りでない。
- ２ 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。
- ３ FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。
- ４ ３に定めるもののほか、電気通信役務の種類の詳細については、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）第１条第２項に定めるところによること。
- ５ FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は32に限る。）により記入すること。
- ６ 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、17、18、19又は24に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。
- ７ 「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- ８ ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の２第１項第１号イに掲げるもの」又は「第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。
- ９ 電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。